

## 麗澤大学教員倫理綱領

私たちのめざすところは、建学の精神に基づき、誰もが人格を尊重され、公正な扱いを受ける教育環境をつくるとともに、自由闊達な研究環境を育んでいくことです。それを具体的に実現するという目的で、本倫理綱領が策定されました。ただし、本倫理綱領は、教育・研究、その他の業務を遂行するうえで特に重要と思われる、いくつかの事項に関する内容をまとめたものです。よって、これは、すべての問題を網羅するものではありません。

したがって、ここで触れられていない事項、また微妙な問題などについては、校務に関することであれば、関係の責任部署に相談して下さい。またその他の事項であれば、教員倫理委員会に相談するよう心掛けてください。

教員倫理委員会は、本教員倫理綱領に違反するおそれのある行為があった場合、大学として、事実関係を慎重かつ公正に調査し、厳正な処分を法人側に対し勧告致します。また、被害者等に対する適切な救済措置を講じます。

大切なことは、私たちがこれまでのやり方や習慣などに疑問を感じたら、それを声に出すということです。たとえば、何らかの問題に遭遇した時、それを見て見ないふりをするようなことがあってはなりません。日常の仕事の忙しさに流されて、私たちは、問いそのものを立てることを忘れがちですが、自分のやっていること、やってきたこと、これからやろうとしていること、これらを常にインテグリティ（誠実さ）という観点から見直すことが大切です。

「自分には関係がない、言っても無駄、おそらく他の誰かが解決してくれるであろう」という他人任せの態度は、私たちの大学を、悪くすることはあっても、良くすることはありません。学生そして私たち自身が充実感を持って学びあえるキャンパス、誇りをもって働ける教育・研究環境をつくるため、勇気をもって日々の実践に努めていこうではありませんか。

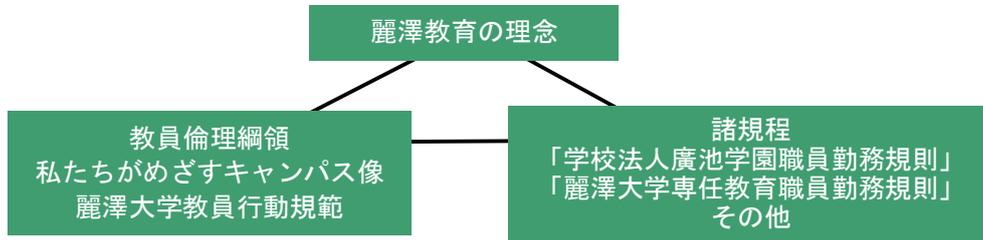
私たちは、倫理にかかわる判断基準が、最後のところで、私たち一人ひとりの良心にあることを強調します。それは、自己の個人的な利害をいったん離れ、公平な第三者の立場から、自分たちの行為の妥当さや公正さを問い直す姿勢と言い換えることもできるでしょう。

これを基本としつつも、私たちは、時として一人ひとりでは判断し難いような状況に遭遇するものです。そうした時には、躊躇することなく、関係の責任部署や教員倫理委員会に報告・相談して下さい。

特に教員倫理委員会への報告・相談に関しては、相談者のプライバシーを厳守いたします。報告・相談の目的は、他人を攻撃することではありません。あくまでも、大学を公正で誠実な場所にしていくことにあります。つまり人を大切にする教育環境と自由闊達な研究環境を作っていくことです。一人ひとりの倫理に関する問題意識の高まりやそれに基づく行為の積み重ねが、これを実現する確実な方法だと、私たちは確信しています。

## 1. 教員倫理綱領の全体構成

教員倫理綱領は、下図のような全体構成のもとに位置付けられます。



平成12年4月に、本学建学の精神が、「麗澤教育の理念」および「麗澤教育のめざす人間像」として示されました。これらは、本学の社会的使命と教育の目標を明示したものです。この建学の精神を、日常の教育・研究活動の場を実現するための具体的な指針となるものが「私たちがめざすキャンパス像」です。これは、私たちが本学に集うすべての学生や教職員と共につくりあげていきたい理想のキャンパス像を示したものです。

今回の倫理綱領の中心は、私たちが日常の教育・研究活動などを遂行する際に遵守すべき具体的な「教員行動規範」です。それは本学の教育理念や理想像を実現するためにも必要・不可欠なものです。私たちは、日常の教育・研究活動の場において、これらの教育理念や理想像を精神的な拠り所とし、行動規範を遵守しながら、具体的な活動を展開します。

私たちは、本学の教育理念やめざす人間像・キャンパス像についての理解と共感を深め、それらを共有することによって、具体的な行動規範が、遵守自体を目的とする義務観念からではなく、私たちにとって望ましい教育・研究環境の創造に参加するための意欲と決意と希望の表明として、広く受け入れられることを切に願うものです。

## 2. 麗澤教育の理念

麗澤教育は、創立者廣池千九郎が提唱した道徳科学「モラロジー」に基づく知徳一体の教育を基本理念とし、学生生徒の心に仁愛の精神を培い、その上に現代の科学、技術、知識を修得させ、国家、社会の発展と人類の安心、平和、幸福の実現に寄与できる人物を育成する。

## 3. 麗澤教育のめざす人間像

1. 大きな志をもって真理を探究し、高い品性と深い英知を備えた人物
2. 自然の恵みと先人の恩恵に感謝し、万物を慈しみ育てる心を有する人物
3. 自ら進んで義務と責任を果たし、国際社会に貢献できる人物

## 4. 私たちがめざすキャンパス像

「麗澤教育の理念」と「麗澤教育のめざす人間像」を踏まえ、私たちは、国際性豊かな、人間味溢れる、アカデミックな共同体(International, Human and Academic Community)と呼ぶにふさわしいキャンパス像の実現をめざします。

1. 国際性豊かな共同体づくりをめざして、私たちは
  - ①本学に集う多くの国や地域出身の人々の豊かな伝統・文化・言語・生活習慣などに関心をもち、相互に尊重しあいます。
  - ②特に留学生を温かく迎え入れ、相互理解や国際交流に努めます。
  - ③互いのアイデンティティを尊重するとともに、グローバルな視点に立って開かれた対話を促進します。
2. 人間味溢れる共同体づくりをめざして、私たちは、
  - ①互いの人格と個性を尊重し、尊敬と思いやりをもって共感的な人間関係を築きます。
  - ②互いの人権を尊重し、一切の差別をなくすために勇気をもって発言し行動します。
  - ③キャンパスの自然を愛し、健康で快適な生活環境の創造に努めます。
3. アカデミックな共同体づくりをめざして、私たちは、

- ①自由闊達な研究活動を通して、学術の発展に寄与します。
  - ②たゆまぬ研究活動を通して、現代社会の課題解決に貢献します。
  - ③妥協のない教育・研究活動を通して、実力と見識を備えた有為な人材の育成に努めます。
- 以上のことを通して、私たちは、本学の構成員のすべてにとって望ましい教育・研究環境の実現をめざします。その過程で出会うさまざまな困難は、新たな変革や創造の機会と受け止め、自己の責任において、あるいは協働して、問題の解決にあたります。それが本学のキャンパスに集う共同体の一員としての、私たちの願いであり決意です。

## 5. 教員行動規範

本学の望ましい教育・研究環境の実現をめざして、本教員倫理綱領は、以下のような行動規範を掲げます。

### I. 教員と学生・父母との関係

私たち大学教員の最も大事な仕事の一つは、学生に対する教育活動です。それは、単なる仕事というよりも、むしろ全人格的な触れ合いの場といった方が適切でしょう。一人ひとりの学生の成長していく姿を間近に見ることは、私たち教員にとって何よりの喜びです。また、その学生の成長ぶりを父母・保護者の方に喜んでいただくことも、私たち教員にとって大きな喜びとなります。そして、真に社会に貢献できる卒業生を世の中に送り出していくことは、私たち大学教員に与えられた社会的使命でもあります。そこで、私たちは、学生およびその父母・保護者との関係において、次のような行動規範に則って教育活動を行います。

1. 本学教育理念の実現に向けて、情熱をもって学生指導にあたります。
2. 学生の人格・人権を尊重します。
3. 公正・公平な成績評価を行います。
4. 学生やその家族からの贈答や接待は受けません。

### II. 教員と教員、教員と職員の関係

本学の教育理念を実現するためには、教員と職員の一致協力が不可欠です。私たちは、同じ志を持つ者として、教員・職員を問わず、互いに尊敬と思いやりの心をもって接し、本学の業務が円滑に遂行できるよう、より良い信頼関係の構築に努めます。

1. 自ら分担する校務に公正かつ最善の努力を尽くします。
2. 常に本学の利益を第一に考え、責任ある行動をとります。
3. 教職員の間での儀礼的金品授受は行いません。
4. 健全で活気ある職場・研究環境の維持と改善に努めます。
5. 互いの研究成果など、知的財産権を尊重します。
6. 大学院生などの若手研究者にも、研究者の倫理を指導していきます。

### III. 教員と取引業者や公務員との関係

教育・研究活動や校務を遂行するにあたり、私たちは、時として、出入りの業者などとビジネス上の関係を持つことがあります。その際、こうした関係は常に健全かつ公正なものとしなければなりません。これが不透明なものとならないよう、しっかりとした自覚をもって事にあたります。

1. 公正に取引先を選びます。
2. 個人的に特別な扱いを要求しません。
3. 過剰な贈答や接待を受けたら報告します。
4. 公務員とは健全な関係を保ちます。
5. 公務員への饗応には十分な注意を払います。

### IV. 教員と大学の資産

私たちは、大学の資産を活用しながら、また内外の助成などを受け、教育・研究活動を行っています。たとえば、各人に用意された情報機器、コンピュータやネットワークの利用資格、その他備品などはあくまでも大学側より貸与されたものです。公私の違いをしっかりと自覚し、これらを本来の目的に沿う形で使用します。

1. 大学の資産は、本来の目的に沿って活用します。
2. インターネットの使用に関しても十分な注意を払います。
3. 情報も大学の大切な資産としてその管理には十分な注意を払います。

#### V. 教員の報告義務

教員には教育・研究活動上、さまざまな報告義務があります。その報告は、事実を正確かつ明確に反映し、公開されても自信を持って説明できるものでなければなりません。

1. 自覚と責任をもって正確な情報を提出します。
2. 経費の支出や物品の使用は、正当な手続きをもって行います。
3. 科学研究費や外部機関から受けた助成金・競争的資金の扱いについては、とりわけ、大きな社会的責任を負うことを自覚し、研究目的に沿った形で、厳格に資金を活用します。
4. 諸届の内容と実態に差違が生じた場合には報告します。

#### VI. 教員の社会的責任

私たちは、社会の進歩と福利の増進のために、教育・研究活動を行っています。したがって、大学の場にとどまらず、広く市民社会や政治・経済の場で、専門的知識を社会に活かそうとすることは望ましいことです。現に私たちは、しばしば研究業績や教育経験を社会に還元するための社会的活動を求められます。そのときには、つぎのような原則にしたがって行動します。

1. 校務に支障をきたさないようにします。
2. 私人としての活動と大学人としての活動とのけじめを考えます。
3. 法令・規程を遵守し、本学教員の責任を全うします。

### 6. 教員行動規範事例集

行動規範をより具体的なものとするために、行動規範の事例を集めました。この事例は、今後の運用を通してより適切なものに更新します。

教員倫理委員会に寄せられた事項は、教員倫理委員会において望ましい対処を検討し、関係部署に確認のうえ、適切な配慮をもって、行動規範事例集に付け加えます。

各部署に相談された事項も、教員倫理委員会に通知され、教員倫理委員会が必要に応じて関係部署と調整のうえ、適切な配慮をもって、行動規範事例集に付け加えます。

教員倫理委員会の役割は、これらのいろいろな局面で生じた疑問に答えられるよう、事例に即して行動規範事例集を充実させていくことです。

#### I. 教員と学生・父母との関係

- I-1-1 私たち教員は、麗澤教育の理念・理想像を十分に理解・共有し、日々謙虚に自らの身を修めるべく努力します。
- I-1-2 本学教育理念の実現に向けて、情熱をもって学生指導にあたります。
- I-1-3 麗澤大学は、一私学として「麗澤教育の理念」および「麗澤教育のめざす人間像」を掲げています。さらに「私たちがめざすキャンパス像」を示しました。
- I-2-1 私たちは、学生一人ひとりを一個の人格として尊重し、思いやりの心をもって学生に接します。
- I-2-2 差別的・侮蔑的言動など、報道・出版・教育の場で不適切とされる用語、あるいはセクシュアル・ハラスメントには細心の注意を払います。
- I-2-3 中傷誹謗その他、理由なく個人の尊厳を傷つけるような不適切な行為は厳に慎みます。
- I-2-4 学生にとって、教員の些細な言動が思いもよらないほど重みをもつことが少なくありません。
- I-2-5 同僚教員や職員に対しても、同様の配慮をもって接します。
- I-3-1 私たちは、学生の成績評価に際しては、公正・公平を旨とし、恣意や偏見もしくは私的な感情にとらわれることのないよう細心の注意を払います。
- I-3-2 学生から求められた場合には、その学生の成績評価の正当性について論拠を示して説明を行います。

- I-3-3 学生の成績は、場合によっては、本人の一生を大きく左右するケースがあります。
- I-4-1 私たちは、学生もしくはその家族から贈答や接待の申し入れがあっても、一切これを受け入れません。
- I-4-2 私たちの意図にかかわらず、万一贈答や接待等の行為が一方的に行われた場合は、教員倫理委員会に報告し、適切に処理します。
- I-4-3 たとえ、上記の行為が好意による御礼の意味であることが明らかな場合でも、第三者から見ると、たとえばそれによって成績に手心を加えるなど、不透明・不公正な関係にあるとの疑いを持たれる可能性があります。

## II. 教員と教員、教員と職員の関係

- II-1-1 私たちは、自らの分担する校務を遂行する上で、関係する教職員の立場を互いに尊重し合い、公正かつ最善の努力を尽くします。
- II-1-2 大学の教員は、教育・研究活動以外に、各種委員会活動や本学運営上のさまざまな業務を分担しなければなりません。
- II-2-1 本学における職務の遂行は、本学の利益に適うものでなければなりません。たとえば、後任人事や取引業者選定などにおいて、自己や自己に關係する第三者の利益を図る目的で、他の教職員の意思決定に悪影響を与えれば、それは本学の利益に反することになります。それゆえ、私たちは、自らの利益と本学の利益が相反する場面においては、常に「本学の利益」を第一に考え、自らの行動を律していかなければなりません。
- II-3-1 私たちは、教員間もしくは教員と職員との間において、誤解を招く恐れのある金品の授受や贈答・接待は一切行いません。
- II-3-2 金品の授受や贈答・接待は、それが好意に発する場合であっても、第三者から見ると、たとえばそれによって人事に影響を及ぼすなど、不透明・不公正な関係にあるとの疑いを持たれる可能性があります。
- II-4-1 本学においては、自らの地位や立場を濫用し本来の職務とは関係のない行為を他の教職員・研究員などに強要すること、またそうした要求に従わない相手側に不利益を与えることは許されません。それは、人権上、法律上からも許容されませんが、それ以上に、健全で活気ある職場・研究環境を創っていかうとする私たちの基本理念とまったく合致しないからです。
- II-4-2 具体的には、性的な関係を強要すること、他教職員の中傷や誹謗を繰り返すこと、研究論文の代筆を求めること、他研究者によるアイデアや成果を自らのものとして使用すること、共同研究の成果を排他的に使用することなどが問題行為となります。
- II-5-1 私たちは、学内の他教員や研究員による研究成果はもちろんのこと、広く社会の知的財産権を尊重し、学問の健全な発展に貢献していきます。
- II-5-2 中でも、他研究者による「著作権」に対しては一般に求められる以上の注意を払い、著作権侵害などの過ちを犯さぬよう最善の配慮をもって研究にあたります。なお、ここに言う著作権には、既発行の論文や研究報告は言うまでもなく、複製可能なソフトウエアやインターネット上のデジタル情報なども含まれます。
- II-6-1 教員自らが、他人の知的財産権を尊重することは当然ですが、そうした姿勢を、若手研究者に指導していくことも、私たちの重要な責任であることを自覚し行動します。
- II-6-2 たとえば、若手の研究者であれば、競争的研究資金を得るために、あるいは「できるだけ早く成果を出したい」という気持ちに駆られ、過って、データの改ざんや論文のねつ造に手を染めてしまうかもしれません。他人のアイデアを盗用したり、クレジットなしに他人の論文を借用してしまうかもしれません。そうしたリスクが潜在しているだけに、私たちは、日々の指導の中で、彼らが過ちを犯すことのないよう適確に指導していく必要があります。

### Ⅲ. 教員と取引業者や公務員との関係

- Ⅲ-1-1 取引関係のある業者などから金品、接待、割引、その他の優遇は受けません。
- Ⅲ-1-2 私たちが取引の主体となる場合、私たちは、相手方の品質、サービスの内容、価格、過去の実績、信頼度などを総合的に判断し、それに基づいて取引先を決定します。優遇を受けることで、本来、私たちが下していたであろう適正な決定が歪められる恐れがあります。またたとえ歪められなくとも、第三者より、不透明・不公正な関係であるとの疑いを持たれかねません。
- Ⅲ-2-1 私たちが取引の主体となる場合、私たちは、自己の立場を利用して、たとえ間接的な表現でも取引先に金品、接待、割引、その他の契約に表れない優遇を求めません。
- Ⅲ-2-2 こうした行為は法令に違反することもあり、また信頼に基づいた人間関係を傷つけます。
- Ⅲ-3-1 私たちは、やむを得ず過剰な贈答品や接待などを受けた場合、その事実を教員倫理委員会へ報告し、相談の上、適切な措置をとります。
- Ⅲ-3-2 適切な措置とは、状況に応じて、丁寧な断りの文書を添え大学の費用でそれを返送すること、それと同額程度のものを大学の費用で戻すこと、便益を受けた個人をその取引先との仕事から一定期間外すことなどが考えられます。
- Ⅲ-4-1 私たちは、従来、行政機関とのあいだでは常識的とされていた多くの慣例についても第三者の立場に立って、不公正、不自然な行為を差し控えます。
- Ⅲ-4-2 大学には、取引業者以外にもさまざまな利害関係者がいます。中でも大学に大きな影響を与えるのが行政機関であり、そこで働く公務員です。とりわけ、監督官庁との関係に関しては特別の注意を払わなければなりません。たとえば、従来、常識的とされていた多くの慣例が公務員倫理法の施行により、受け入れられないものとなっています。
- Ⅲ-5-1 公務員・みなし公務員との関係を健全なものとするため、不自然と思われる接待は行いません。
- Ⅲ-5-2 特に監督官庁公務員に対しては、贈答・接待を行わず、またそれ以外の便益も一切提供しません。
- Ⅲ-5-3 それら接待等は公務員倫理法に違反するばかりか、大学と監督官庁の健全かつ公正な関係を損ないます。

### Ⅳ. 教員と大学の資産

- Ⅳ-1-1 私たちは、大学の資産が本来の目的に適うよう、公私を峻別するとともに、これを教育・研究活動に積極的に活用します。
- Ⅳ-1-2 どのような目的で使用するかということが重要で、必ずしも使用場所を大学内に限定するというものではありません。
- Ⅳ-2-1 コンピュータの利用に関して、私たちは、コンピュータシステム利用規程などにしたがって規則を遵守します。
- Ⅳ-2-2 大学の開設したウェブサイトを利用する場合、実施に先だって必ず関係部署の承認をとります。
- Ⅳ-2-3 不適切、不快、他人を侮辱するような内容の情報を本大学のサイトに掲げたり、またそうしたサイトにアクセスしたりすることを行いません。
- Ⅳ-3-1 私たちは、職務遂行上、知り得た入試や成績に関する情報、その他の重要情報を厳格に管理し、外部への漏洩を防止します。
- Ⅳ-3-2 私たちは、情報の重要性、また個人情報であれば、その本人に与える影響の大きさなどを配慮し、責任ある情報管理を行います。
- Ⅳ-3-3 上記の達成には、コンピュータ内のデータ管理に加え、各自の重要情報に対する意識を変えていかなければなりません。たとえば、同僚や学生などとの会話で、しかも飲食店や車中といった公の場で、それに関する話をすれば、それが外部への漏洩ともなりかねません。

## V. 教員の報告義務

- V-1-1 私たちは、教育・研究活動上で必要な諸届について、事務処理上滞りのないよう、所定の手続きにしたがって提出します。
- V-1-2 たとえば、講義要項、成績、教室変更、休講など教務課を通して学生・関係者に伝えられるもの、また他大学などへの出講許可願、出張許可願、研究業績、各種経費報告など、大学に対する報告がそれにあたります。
- V-2-1 私たちは、自ら分担する校務や教育・研究活動を遂行していく上で発生する経費の支出や物品の使用について、所定の手続きに従います。
- V-2-2 第三者から見て、公私混同の疑いが生じないよう細心の注意を払うとともに、日頃から経費の節減や資源の有効活用を心がけていきます。
- V-3-1 科学研究費などの外部からの競争的資金については、一般に期待される以上の注意と責任感をもって、これを厳格かつ適正に運営・管理します。
- V-3-2 また、個人の申請によって受けた外部機関からの助成金であっても、これを大学組織として管理する必要があることを十分に理解し、本学の最高管理責任者（学長）および競争的資金管理担当者の指示・指摘に従い、また対外的な説明責任を果たす上で欠かせないプロセスとして、内部監査にも主体的に協力します。
- V-4-1 教育・研究活動や社会活動は、提出した内容・計画に即して実施します。
- V-4-2 もし、何らかの事情で内容に変更があった場合は適切な処置をとります。
- V-4-3 出張予定が大きく変更された場合などにはその旨を届け、旅費の精算をします。
- V-4-4 研究助成費を活用した研究が、計画通り進捗しなかった場合は、責任部署の指示をあおぎ、必要があれば研究費の一部を返却します。

## VI. 教員の社会的責任

- VI-1-1 大学以外の機関の役務を行うにあたっては、校務に支障をきたさないようにします。
- VI-1-2 私たちの本務は、本学の学生への教育活動、研究活動および大学運営です。
- VI-1-3 校務とともに私たちは、専門的知識や経験を活かして、他大学の非常勤講師、公的機関の審議会・委員会委員や私企業の顧問・社外取締役などに就任し、あるいは各種機関から委託を受けて研究を行っています。
- VI-2-1 私たちは地域の市民活動や政治活動・宗教活動などを教育・研究の場に持ち込み、また自らの立場を利用して学生などをこの活動に巻き込む、というようなことを決してしません。
- VI-2-2 私たちは大学において政治活動や宗教上の勧誘などには十分注意します。
- VI-2-3 私たちは、大学共同体の一員であるとともに、地域共同体の一員でもあります。したがって私人として地域の市民活動や政治活動・宗教活動などに関わり参加する場合があります。しかし教育環境の水準を高め、学問の自由と大学の自治を守るために大学においてこれらの活動を慎みます。
- VI-3-1 私たちは、「学校法人廣池学園職員勤務規則」「麗澤大学専任教育職員勤務規則」などに定められた諸規程を遵守するとともに、法令を遵守し、また公序良俗に反するような行いは厳に慎みます。
- VI-3-2 その他、判断に迷うようなことがあれば、関係の責任部署や教員倫理委員会に相談し、常に明朗清新な精神をもって、本学教員としての職責を果たします。